給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第７号

福岡市博多区博多駅前４丁目33番21号
再生債務者　矢野健太郎
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月25日から平成26年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号

福岡市西区愛宕浜２丁目２番４―304号
再生債務者　安養寺秀則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年９月10日まで
平成26年８月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第２号

北九州市戸畑区新池２丁目８番24号
再生債務者　渡邊　法隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年９月12日まで
平成26年８月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再ロ）第４８号

大阪府高槻市富田丘町34番４号
再生債務者　瀬古万喜江
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年９月30日まで
平成26年８月22日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年九月二日
東京都世田谷区桜上水三丁目七番一一号
合同会社保険医学総合研究所
代表社員　佐々木洋子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千万円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　五十六頁（号外第七十一号）
平成二十六年九月二日
東京都新宿区西新宿三丁目七番一号
株式会社コンランショップ・ジャパン
代表取締役　森　康洋

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年九月十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年九月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十六年九月二日
東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号
グローバルパートナーズ株式会社
代表取締役　山本　康二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年九月十七日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。
平成二十六年九月二日
神奈川県大和市西鶴間一丁目九番一八号
薬樹株式会社
代表取締役　小森　雄太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年九月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年九月二日
埼玉県川口市大字石神九三九番地の三
協同自動車興業株式会社
代表取締役　平柳　明男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年九月二日
東京都千代田区飯田橋四丁目四番八号
株式会社共栄美装
代表取締役　奥山　博己

限定承認公告

本籍北海道室蘭市祝津町三丁目無番地、最後の住所東京都台東区台東二―三二―一四
被相続人　亡　高橋シヅ子
右被相続人は平成二十六年一月十日死亡し、その相続人は平成二十六年八月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二日
千葉県鎌ケ谷市東道野辺五―一四―七
限定承認者　高橋　悦子

限定承認公告

本籍茨城県土浦市殿里九六一番地一、最後の住所茨城県かすみがうら市稲吉東三丁目七―一二ここいち稲吉　被相続人　亡　塙　貞雄
右被相続人は平成二十六年一月二十二日死亡しその相続人は平成二十六年八月二十一日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二日
東京都世田谷区等々力二―二三―一七―一〇五
限定承認者　大内彩斗美

限定承認公告

本籍東京都墨田区墨田四丁目二五九番地、最後の住所東京都墨田区業平一丁目一八番七―五〇三号　被相続人　亡　三川　司
右被相続人は推定平成二十六年一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二日
東京都台東区松が谷二―二三―四―六〇一
限定承認者　三川　智也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億九千六百五十万円減少し、金二億七千六百五十万円とすることにいたしました。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十月二日
掲載頁　六十三頁（号外第二一四号）
平成二十六年九月二日
東京都千代田区内幸町一丁目一番一号
Ｇｏｏｄ　Ｆｏｒｔｕｎｅ特定目的会社
取締役　山本　祐紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年四月九日付官報の号外第八十号六十二頁に掲載されています。
平成二十六年九月二日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号
長良川特定目的会社
取締役　宇野　重樹

正誤

平成二十六年八月十九日法務省告示第三百六十三号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）
二ページ二段八行目から九行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　九月二日付第一九五号三二
ページ●同日付政府調達第一六五号一六ページ
発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五一〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）